

第4回

東京都子供・若者支援協議会

平成29年2月8日（水）

午前10時開会

○西村若年者対策担当課長 それでは、お二人ほどまだ来られていないのですが、定刻になりましたので、始めさせていただきます。

ただいまから第4回「東京都子供・若者支援協議会」を開催いたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めます、東京都青少年・治安対策本部総合対策部若年者対策担当課長の西村と申します。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、まず、お手元に配付しました本日の資料について確認させていただければと思います。お手元の資料をご覧ください。

資料1としまして、本日の出席者名簿と席次表になっております。

資料2は、本日の協議会の要綱になっております。

資料3につきましては、東京都青少年・治安対策本部から説明いたします、若者総合相談支援事業、協議会の事業展開ということになっております。

資料4～資料11につきましては、次第のとおり構成機関の皆様から取り組み状況についてご紹介いただく資料となっております。

資料4が、教育庁地域教育支援部の資料になっております。

資料5が、福祉保健局保健政策部の自殺対策の資料となっております。

資料6が、福祉保健局少子社会対策部の「社会的養護のもとに育つ若者の自立支援」となっております。

資料7が、萩山実務学校のリーフレットとなっております。

資料8が、東京都発達障害者支援センターの資料です。

資料9が、産業労働局雇用就業部の資料となっております。

資料10が、特定非営利活動法人東京都就労支援事業者機構の資料となっております。

資料11が、特定非営利活動法人育て上げネットの資料となっております。

あと、参考資料としまして封筒の中に入っておりますが、東京都教育相談センターの資料、中部総合精神保健福祉センターの資料、民間団体としては特定非営利活動法人ワーカーズユープの資料、特定非営利活動法人青少年自立援助センターの資料、特定非営利活動法人文化学習協同ネットワークの資料、特定非営利活動法人日本子どもソーシャルワーク協会の資料

となっております。

本日、席上に追加で配付させていただきましたこちらのピンクの冊子が、特定非営利活動法人育て上げネットの追加資料、こちらのチラシが東京しごと財団の資料ということで、追加で配付させていただいております。

資料については以上となりますが、過不足等ございましたら、事務局の職員にお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、次に進めさせていただきます。

本日の協議会の公開についてですけれども、都の附属機関につきましては原則公開ということで、附属機関設置運営要綱に規定されております。本日の協議会についても原則公開ということにさせていただきます。

傍聴の方は来られていないのですが、この後お越しになる可能性もあるということで、ご了承くださいませと思います。

また、速記が入っております、議事録につきましては本協議会終了後、委員の皆様のご確認をいただいた後に公開するという事を考えております。

それでは、最初に当協議会の会長である、東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の稲葉よりご挨拶申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） 皆さん、おはようございます。

本日、この協議会の会長を務めさせていただきます、東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の稲葉でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

関係機関の皆様には、ご多用の中、また、寒い中、本協議会にご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、日ごろより東京都の青少年行政にご理解とご協力を賜り、重ねてお礼を申し上げます。

本協議会でございますが、ひきこもりや非行少年、不登校や若年無業者といった、社会的自立に困難を有する子供・若者への支援について、さまざまな立場から実際に取り組んでいらっしゃる関係機関や団体が一堂に会しまして、お互いに顔の見える関係づくりをしながら、現在の課題を共有し合い、支援のネットワークの充実・強化を図っていくような場でございます。

前回の会議は一昨年12月でございましたが、この間に子供・若者育成支援推進大綱の改定や、子供の貧困対策の充実、児童福祉法、自殺対策基本法の改正、再犯防止等推進法の制

定など、さまざまな法制度や事業の充実が図られてございます。しかしながら、若者に関する支援の枠組みは、世代的に見れば社会の支え手としての役割の期待が大きいということもあり、児童や高齢者世代の支援に比べて非常に手薄な状況にございます。このため、いわゆる若者世代に困難を抱えることになった場合には、なかなか抜け出すことができないというのも現実でございます。

私どもとしましては、現行政権下におきます一億総活躍社会や地域包括ケア、地域共生社会の実現といった今後の地域社会のあり方の検討の中で、何か道はないものかと注目しているところでございますが、まずは現在の仕組みの中でできることに目を向け、関係機関のネットワークの強化によって若者支援の充実を図っていきたいと考えてございます。

関係機関の連携だけでカバーし得ない課題もあるかと思いますが、さまざまな支援のあり方や手法について知見をお持ちの皆様が集まっていただき、知恵を出し合うことで、新しい支援の枠組みの可能性を検討し、実現していくこともできるのではないかと考えてございます。

また、この協議会には困難を有する若者が、身近な地域において必要な支援やサービスを受けることができるようにするため、東京都の協議会として区市町村の取り組みを後押ししていくという役割もございます。本日も区市の代表の方にご参加をいただいておりますが、都内の区市町村におきましても子供・若者への支援の充実に向けて、少しずつではありますが、地域の実情に応じた検討を進めていただき、子供・若者計画の策定や支援地域協議会の設置に向けて取り組んでいただいております。都としても、地域における支援のさらなる充実に向けて、区市町村と連携、協力しながら取り組んでいきたいと考えております。

本日、お集まりいただきました関係機関、団体の皆様には、地域における支援のネットワークづくりについてもお力添えをいただくことも多いかと存じます。ぜひともご協力をお願いいたします。

本日は短い時間でございますが、どうぞよろしく願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それでは、次に進めさせていただきます。

本日の出席者につきましては、資料1の出席者名簿のとおりとなっております。ご紹介はこの名簿の配付をもってかえさせていただきます。

先ほど、会長挨拶でも、区市町村との連携強化という話がありましたけれども、今回から

区長会および市長会の代表の方にもご出席をいただいております。

本日は、港区子ども家庭支援部の森部長、昭島市子ども家庭部の田中部長にオブザーバーとしてご出席いただいております。

それでは、一言ずつご挨拶をお願いできればと思います。

○港区 森子ども家庭支援部長 ただいまご紹介いただきました、港区子ども家庭支援部長の森と申します。

私は現在、23特別区の保健福祉部長会の子供支援関係の部会の部会長をしております。その立場で本日は、参加させていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○昭島市 田中子ども家庭部長 おはようございます。昭島市子ども家庭部長の田中と申します。私は、多摩地区26市で構成いたします、東京都市子ども主管部長会の幹事が昭島市でございます。

本日は勉強させてもらいますので、どうぞよろしく願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それでは、次に、当協議会の調整機関である青少年・治安対策本部総合対策部の職員を紹介させていただきます。

青少年課長の重成でございます。

○重成青少年課長 皆さん、おはようございます。青少年課長の重成でございます。

この支援協議会は年1回開催してございます。来年度に向けてスキームのさまざまな拡充を検討してございます。

本日は、そのようなことにも触れさせていただきたいと思いますので、短い時間でございますが、どうぞよろしく願いします。

○西村若年者対策担当課長 続きまして、青少年担当課長の和田でございます。

○和田青少年担当課長 和田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 以上が調整機関の職員の紹介となります。

それでは、次第に則りまして、議事を進めさせていただきます。

3の「若者総合相談支援事業及び子供・若者支援協議会の今後の事業展開について」ということで、青少年課長の重成より説明させていただきます。

○重成青少年課長 それでは、資料3をご覧ください。

東京都におけます若者の相談事業及び子供・若者支援協議会の今後の事業展開につきまして

て、ご説明させていただきます。

1枚目が若者総合相談事業の事業展開についてでございます。2枚目がそのイメージ図になってございまして、3枚目が子供・若者支援協議会の変更点についての資料となっております。

最初に1枚目をご覧ください。2枚目のイメージ図もあわせてご覧いただければと思います。

「現状と課題」についてでございますが、これは様々ございます。内閣府の子供・若者育成支援大綱にもございまして、子供・若者を取り巻く環境は大いに変化してございまして、ひきこもり、ニート、非行少年等、社会的自立に困難を有する若者の持つ背景はこれまで以上に複雑かつ深刻化してございます。

このため、東京都では、平成27年8月に東京都子供・若者計画を策定いたしまして、都における子供・若者育成支援施策の一層の推進を図ってございます。

今後の課題といたしましては、関係機関や区市町村との連携を強化し、住民に身近な、地域における支援のネットワークの充実を図っていくこととございます。

このような状況を踏まえまして、東京都における事業展開につきまして、現在の取り組みと平成29年度からの新たな取り組みについてご説明いたします。実施している事業は大きく5つに分かれてございます。

最初に①東京都若者総合相談「若ナビ」というのがございます。また、②非行少年等立ち直り支援ワンストップセンター「ぴあすぽ」というものがございます。

平成29年度からは、この2つの相談事業を統合し、拡充を図りまして、東京都若者総合相談センターを開設いたします。拡充いたします内容といたしましては、電話、メールによる相談に加えまして、新たに来所相談を実施いたします。また、対象者を本人だけではなくて、その家族等にも広げ、本人の抱える課題等を確実に把握し、適切な支援につなぐことを考えてございます。来所相談につきましては、夏ごろから実施する予定となっております。適切な支援機関につなぐため、必要に応じて関係機関の方にも参加していただき、援助方針会議を行いたいと思っております。また、日本語以外の言語を主とする若者への相談対応につきまして、英語、中国語、韓国語の多言語による来所相談を試験実施したいと思っております。

次に、③東京都ひきこもりサポートネットという事業がございます。当方の外部委託事業

として実施してございますが、ひきこもり地域支援センターに位置づけられてございます。電話、メールによる相談のほか、平成26年度9月から、区市町村を一時受付窓口とした訪問相談を実施してございます。

29年度からは、地域における支援体制の充実に向けて、区市町村におけるケース会議を本格的に実施し、それを通じて専門的なノウハウを還元するとともに、NPO法人等の民間支援団体との連携強化を図ってまいります。また、地域で支援を行う人材として、ひきこもりサポーターの養成を行っていきたいと考えてございます。

次に、④東京都子供・若者支援協議会についてでございます。

区市町村との連携を強化するため、区長会と市長会の代表者にも本格的に構成員に加わっていただくことともに、これまで相談事業ごとに設置されていた連絡会議を統合いたしまして、新たに連絡調整部会を設置いたします。この協議会のネットワークを活用し、関係機関の総合力を発揮することにより、新たに開設する東京都若者総合相談センターでは、若者の就業、就学と円滑な社会生活に向けて適切な支援につなぐ役割を担っていきたいと考えております。

次に、⑤子供・若者自立等支援体制整備事業についてでございます。区市町村の支援体制整備に向けて財政支援を行ってございます。東京都子供・若者計画の趣旨を踏まえて、平成28年度から補助を拡充してございます。補助対象となる事業は、区市町村における協議会の設置、計画の策定、相談体制や支援事業の整備となっております。

東京都におきましては、これらの事業を展開することにより、今後の方向性として地域の実情に応じた支援のネットワークを構築し、社会的自立に困難を有する子供・若者への切れ目のない支援を目指していきたいと考えてございます。

3枚目、東京都子供・若者支援協議会を中心とした各会議の位置づけをご覧ください。

先ほどご説明いたしましたとおり、区長会と市長会の代表者にも本格的に加わっていただくなど、全体的に構成員の見直しを行うとともに、協議会の下に各相談事業の連絡会議を統合いたしました連絡調整部会を設置いたします。新たに設置する連絡調整部会では、支援事例の共有等により、支援機関の連携強化を図り、地域における切れ目のない支援を目指します。

説明は以上でございます。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それでは、ご質問等がありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

また最後のところでご意見をいただく時間もございますので、もしありましたら、そのときにお願ひできればと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。

ここで、業務の都合で青少年課長の重成が退席させていただきます。

それでは、次第の4「構成機関（団体）における子供・若者支援に関する取組状況」についてということで、構成機関の皆様から順番にご説明をいただきます。

次第では、教育庁地域教育支援部から順番にご説明いただく予定となっておりますが、業務の都合によりまして、福祉保健局少子社会対策部の松山部長と、萩山実務学校の平倉校長が途中で退席されるということですので、先にご説明をお願いしたいと思っております。

それでは、福祉保健局少子社会対策部の松山部長、よろしく申し上げます。

○福祉保健局 松山少子社会対策部長 それでは、資料6をご覧ください。

まず、今回6月3日に改正、公布されました児童福祉法の関係で、最初のページの4の「被虐待児童への自立支援」のところ、（4）自立援助ホーム、これは主に児童養護施設の退所児童の入所先ということだったのですけれども、自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間に大学就学中の者を対象に追加するというので、今まで児童福祉法は措置延長でも20歳という形だったのですけれども、これが明記されました。どういう形でそれが入って来るかというのが次のページの一番下のところに「被虐待児童などへの支援の充実」のところ、最初の○で、大学等就学中の者に対する支援に要する費用にかかる補助事業ということで、やはり20歳までは従前の措置延長という枠でやるのですけれども、20～22歳までのところについては、措置という形ではなじまないということになりまして、児童自立生活援助事業というものが新たに創設される。

次の2つ目の○につきましては、上の大学生同様に、20歳で退所できない子供に対しまして、原則22歳の年度末まで支援を継続する事業ということで、社会的養護自立支援事業というの、措置とは別に事業ができるという形になっております。

それが具体的にどうなるかというのは、資料の3枚目の一番下に図があるのですけれども、18歳までは里親、児童養護施設で措置という形になりまして、20歳までお子さんの状況に応じて措置延長ができるというのがその絵にあるのですけれども、措置延長が必要ない子供についても、18歳～22歳の年度末まで新たな予算事業に対応というのが、先ほど申し上げま

した2つの事業という形になります。

その一方で、自立援助ホームのほうですけれども、これは元々も20歳までという形になっていたのですけれども、その支援対象を22歳の年度末まで延長ということで、これも予算事業として新たに出てくると国のほうでなっております。ただ、まだ国のほうの予算説明会が今月の末に予定されておまして、申し訳ないのですけれども、これがどういう形で今後入ってくるかということについては、まだ詳細が分からないところでございます。

最後に、これは東京都の単独事業でやっている、児童養護施設に配置しております自立支援コーディネーターのお話をさせていただきます。これは、平成24年4月から、ここにありますように、児童養護施設における児童の自立に向けた施設入所中の支援や、施設退所後のアフターケアを手厚く行う体制ということで、各児童養護施設に自立支援コーディネーターを配置する事業でございます。

主な内容としては、自立支援計画書及び退所後の援助計画ということで、入所中から将来の進路、進学なのか、就職なのかということも含めまして、フォローに当たっていく。また、いろいろ各学習支援ボランティアの方も多くいらっしゃいますので、児童の学習、進学と就職等に関する社会資源の活用ということで、それら外部の方の活用ということにも今、取り組んでいるところでございます。これにつきましては、現在、9割方の児童養護施設に配置されておまして、29年度の取り組みといたしましては、今まで各所1名ということで取り組んできたところですが、児童養護施設の規模が違いますので、大きい施設については来年度から2名配置できないかということで予算の要求をしているところでございます。

説明は以上です。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

児福法改正を踏まえた支援の延長等についてご説明いただきました。

それでは、ご質問等がありましたら、お願いできますでしょうか。

お願いします。

○NPO法人育て上げネット 井村若年支援事業部担当部長 若者の自立支援を立川でしております、認定NPO法人育て上げネットの井村と申します。

質問ではないのですが、社会的養護のもとに育つ若者の自立支援に関連することで、現場で困ったことがあったので、発言させていただきたいと思います。

社会的養護のもとに育つ若者が大学で学びたいと希望した場合に、昨今、民間団体などで

大学に行くための奨学金などをサポートするような動きが出てきていると思います。

しかし先日、例えば親戚の家とかを転々としているような、つまり、社会的養護のもとに育っている若者ではないのだけれども、親が保証人になってくれないけれども大学に行きたいというような若者がいらっしゃり、奨学金をもらえるかどうかと探したのですけれども、見つけることはできませんでした。その子は保育士になりたいという希望があり、いろいろな方の協力を得ながら探していましたが、埼玉労働局の職業訓練で、保育士になれる訓練があり、高校3年生が卒業時に受けられるような仕組みがあったのですけれども、東京労働局の職業訓練では保育士になれる訓練はあるのですが、高校新卒の子が受けられる仕組みはありませんでした。

自立に困難を抱える若者は家族の支援が得られない場合が多いです。例えば若者が進学したい、技術を身につけたいといったときに、ここに集まっているいろいろな機関が、既にあるものを、例えば仕組みを少し変えれば活用できていくようなことで若者たちに資することができるのではないかと思います、その若者はこの席には来られないので、若者に代わって現場で気づいたこととして共有させていただきました。

以上です。

○西村若年者対策担当課長 お願いします。

○福祉保健局 松山少子社会対策部長 保育士に関しましては、今、保育士が非常に足りないという状況でございまして、都におきましても、保育の学校に行く費用につきましても、5年間都内の保育所に勤めることが条件になるのですけれども、そこで勤めていただけると、費用等が免除されるという制度をやっております。これは保育士だけではなくて、若干制度は違うのですけれども、看護師もあります。ですので、そういうところをご利用いただければと思います。

多分、PRがそちらまで届いていなかったという問題もあろうかと思うのですけれども、一応保育と看護師については今、そういう制度があるということをご理解いただければと思います。

○NP0法人育て上げネット 井村若年支援事業部担当部長 ありがとうございます。

今のように、既にあるものを情報共有するだけで支援がやりやすくなる実情があると思います。埼玉県の制度を教えていただいたのも、ある児童養護施設の職員さんからでした。今のように東京都に既にある情報をここに聞けばわかるという、自立に困難を抱える若者を情

報共有で支援できるような仕組みができるといいなと思います。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

関係機関との情報共有や連携の強化ということでお話をいただいております。5番の意見交換のところでもそのようなお話をお伺いできればと思います。

それでは、それ以外にご質問等ございましたら、お願いします。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） これもお願いに近いのですけれども、今、ご説明を少子社会対策部長からいただきましたように、国の動きがまだわからない中ではありますが、22歳の年度末まで支援を継続する事業というのが、どの範囲まで適用されるのかというのは非常に注目される場所なので、基本的には施設の退所者等という形にはなっているのですが、この「等」の中に例えば里親さんの家庭にいる子供だけではなくて、在宅指導でかなり厳しい状況にいる子供たち、ここも入ってくると本当にありがたいと思うのですが、なかなかそこは難しいのかなと思いつつも、問題意識を持って国には取り組んでいただきたいと私どもとしては思っております。

そういう意味では、恐らく社会的養護の施設に入っている子供たちでも、親御さんが本当にいらっしゃらないという方はむしろ少ないのかなと思っております。そういう意味でも支援が広がっていくことを願っておりますので、是非また何か新しい情報がありましたら、ご提供をよろしく願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

情報共有ということで、よろしく願いできればと思います。

質問はよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、萩山実務学校の平倉校長からお願いいたします。

○萩山実務学校 平倉校長 萩山実務学校の平倉と申します。よろしく願いいたします。

児童自立支援施設の児童の退所後の状況ということで、お話をさせていただきます。資料がなくて恐縮でございます。

私ども、児童福祉法の施設でございますので、原則は18歳まで在所ができるのですけれども、パターンといたしましては、中学年齢で入ってきまして、中3の卒業を区切りとして退所していくというケースがほとんどでございます。

今年度はこれから卒業ということになりますが、昨年度の卒業が38名でございました。中3を区切りとして退所しております。今は、なかなか就職という子はいなくて、基本的には

進学をしております。昨年は38名のうち28名が家庭に戻りまして、10名が児童養護施設に行っております。

退所後の動向につきましては、私ども、1年後にその子がどうしているのかを調査しております。実はまだ昨年卒業した子の調査はこれからでございます。退所後の状況につきましては、さらに前年度のお子さんの状況についてご説明したいと思います。26年度末、27年の3月に退所していて、昨年3月にその子たちがどうなったかという調査をしております。この年は39名の子供たちが卒業しております。高校も全日制、定時制の定着率、まだ就学を続けていたかどうかというところでは、17名でございます。43%。特別支援、通信制を入れて47%。学校が続いているのが約半分弱という状況でございます。

これはここ数年、まだまだこういう状況がございまして、原因としては、1つは、学業不振。私どもの施設の特徴は、ご案内のように、施設の中で生活をする寮舎と、公立の中学校、誠明学園は小学校と中学校があるのですが、私どもは中学校だけという形になっております。そこでかなり少人数教育を行い、子供たちも勉強が少し進むのですが、その前の学習状況などがなかなか厳しいところがありまして、高校に行っても続けるだけの力がつかないという状況が、残念ながら子供によってはございます。

また、なかなか融通がきかないところがあるお子さんもいまして、職業科高校に行きますと、初めて出会う教科への抵抗感から続かないケースが多いと見ております。

学校での対人関係の不調、学習は一定程度できても、友人関係や先生との折り合いがつかず、退学してしまうという子がおります。

もともとの家族関係の不調、私どもの施設に入ってくるときに一旦親子が離れてお互いの関係を整理して家庭に帰すのですけれども、なかなか家に帰っても、結果としてはうまくいかず、家を飛び出して学校をやめてしまう。働いている状況が確認できればいいのですけれども、場合によっては行方不明になってしまう。

今年度、実は一昨年に退所した児童が再入所いたしまして、高校2年で今、萩山から学校に通っているケースがあります。この子の場合は児童相談所に自分から駆け込んだものから、そういった形でつながっております。

もう一つは、児童養護施設に措置変更になったお子さんです。行ったと同時に高校に通い始めるということもございまして、職員とうまく関係ができれば続いていくのですけれども、なかなかそこは難しいところがあって、結果としてはそこでうまくいかなくて、やめてしま

うというケースもございます。

課題といたしましては、今、申し上げましたように、退所した児童も保護者の方も、なかなか相談が苦手という方が多くて、うまく誰かに相談をして一緒に悩めれば何とか続けられるのですけれども、そのあたりが分かれ目なのかなど。ですから、私どもはそこをどうつないでいけるのが課題です。

実は、私どもは通所指導ということで、退所をした後に定期的に通ってきてもらって、これは1カ月に1回とか2カ月に1回ということですが、本人と保護者の希望がある場合はお受けするというので、今年度、昨年卒業した38名のうち16名のお子さんが通所指導ということで来ております。このあたりをうまくつなげられるのかどうかというのが私どもは課題だと思っております。

機関連携という意味では、行った高校と連携ができると比較的可能性が広がりますが、ただ、これもご本人とご家族の了解があってできることでございますので、ご家庭によっては施設に世話にはなったけれども、出た後はこれ以上はかかわらないでほしいというご家庭もあつたりしまして、なかなか難しいところでございます。

措置変更となった児童養護施設との連携、これまでも一定程度進めてきてはいるのですけれども、まだまだ連携の仕組みをもう少し工夫する余地はあると私どもは考えておまして、また今後、さらに進めたいと思っております課題でございます。

雑駁でございますが、そんな状況になっております。

以上でございます。何か質問がございましたら、よろしくお願ひいたします。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それでは、質問等ございましたら、お願ひいたします。よろしいでしょうか。

私のほうから1点だけですが、先ほど、中3で卒業された後、ご家庭に戻られる場合と、児童養護施設に入所する場合があるということですが、この場合の高校に行った後の継続率はどちらが高いとか、そういう傾向はあるのでしょうか。

○萩山実務学校 平倉校長 私も調べようと思ったのですが、私どもでそういう統計がないのです。また今後きちんと、どちらへ行ったほうが続くのかとか、その辺はもう少し数字を整理して、研究してみたいと思っております。またの機会にご報告できればと。申し訳ございません。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それ以外にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

松山部長と平倉校長につきましては、ここでご退席されます。どうもありがとうございます。

それでは、次第に基づきまして進めさせていただきます。

続きまして、教育庁地域教育支援部の粉川部長からご説明をお願いいたします。

○教育庁 粉川地域教育支援部長 それでは、ご説明いたします。

教育庁では、都立学校の生徒や中途退学者などの社会的自立を図るため、平成28年度から都立学校自立支援チーム派遣事業を実施しております。

「1. 事業実施の考え方」では【機能Ⅰ】と【機能Ⅱ】の2つのパターンで支援を行っております。まず、機能Ⅰは、特に課題のある都立高校を都教育委員会が34校指定し、ユースソーシャルワーカーを派遣しております。このユースソーシャルワーカーとは、就労や福祉の専門的知識や技術を有する一般職非常勤職員でございます。この34校を継続派遣校と呼び、次の機能Ⅱは、継続派遣校以外の都立学校から要請があった場合に派遣して支援するものです。

この2つの支援パターンを図示したものが「2. 事業の実施イメージ」です。3段に分かれていますので、そういう段落で説明を申し上げますと、2段目の中央に囲みとして示していますのが、自立支援チームで、就労系、福祉系と記載したユースソーシャルワーカーと、ユースソーシャルワーカーを統括・マネジメントする役割を担う左側にあるユースアドバイザーで構成されております。

1段目の機能Ⅰと書いた枠組みが、先ほど申しあげました1つ目のパターン、継続派遣校への重点的支援。一番下、3番目の枠組み、機能Ⅱと書いたものが2つ目の支援パターン、要請に応じてユースソーシャルワーカーを随時派遣するものでございます。

しかし、自立支援チームだけで学校や生徒に対応しているものではございません。2段目の一番左に学校経営支援センターというものがございます。これは都内を6カ所に分け、身近な立場で学校を支援する組織でございます。

次に、1段目の中央に自立支援担当教員（校内支援体制の構築）とありますが、これは校長の指名により、自立支援チームとの連携窓口の役割を担います。つまり、自立支援チームが効果的に活動するためには、学校はもとより、学校経営支援センターといわば三位一体で対応する必要があるものでございます。

改めて、自立支援チームの活動でございますが、中段中ほどの図に戻っていただき、ユースアドバイザーによるマネジメントのもと、上の段の継続派遣校に対しては、基本的に複数名のユースソーシャルワーカーが週に1回から3回の頻度で訪問をします。そして、自立支援チームと自立支援担当教員が連携して、不登校や中退の未然防止の対応をしております。

一方で、一番下の機能Ⅱの要請に応じた派遣につきましては、都立学校から要請を受けた学校経営支援センターが生徒の課題を把握した上で自立支援チームに派遣の依頼を行います。自立支援チームは学校経営支援センターだけでなく、2段目の一番右、ぐるっと回った図がありますけれども、ハローワーク、児童相談所、地域若者サポートステーション、都立職業能力開発センターなどの就労支援機関や福祉機関等と連携しながら支援を行います。

また、それらの関係機関が一堂に会した、中ほどにあります都立高校生進路支援連絡協議会を先ほどの学校経営支援センターが都内に東部、中部、西部に分かれて設置されていることから、同様にそれぞれに協議会を設置して、支援機関のネットワークを構築しております。この協議会の設置、運営により、学校と就労、福祉などの関係機関の垣根が低くなり、また、フェース・ツー・フェースの関係づくりができることで、学校や自立支援担当教員の課題対応力の向上が図られつつあります。

最後に、実際の支援についてですが、不登校生徒に対する登校支援、中途退学の未然防止や転学の支援、家庭環境等に起因する問題に関する支援、進路選択に関する支援など、生徒の抱えるさまざまな課題にアプローチをしております。

例えば家庭環境に課題がある生徒に働きかけ、面談などを通して状況把握や助言を行うとともに、教員等と連携したケース会議を実施するなど、生徒一人一人の自立に向け、きめ細かく対応しております。

多様かつ複合的な課題を抱えた生徒に対して、有効な支援を行っていくためには、先ほど述べましたように、多くの関係機関と連携し、ネットワークを構築していくことが重要でございます。

今後とも、関係機関のご理解を得ながら、生徒が抱える困難な課題の解消を支援してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

説明は以上です。

○西村若年者対策担当課長 粉川部長、ありがとうございました。

それでは、ご質問等がありましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

またもしありましたら、最後のところでご質問いただければと思います。

それでは、続きまして、福祉保健局保健政策部の上田部長からご説明いただきます。よろしく願いいたします。

○福祉保健局 上田保健政策部長 私のほうからは、若年層の自殺対策の取り組みについて、概略をご報告させていただきます。

まず、1ページ目に現況を示させていただいてございます。東京都の自殺者数の推移でございますけれども、一時期3,000人弱で毎年推移していたものが、この数年、減少が続いているところでございます。特に27年から28年に関しましては、減少率もここ数年では過去最高となっているところでございます。

下の欄、年齢構成を見ますと、19歳まで、20代、30代の若年層が、東京都では29.7%と、全国と比較すると多い傾向にございます。

続きまして、東京都の自殺の総数ではなく死亡率を見ますと、男性は10代後半から、女性は20代前半から急激に増加しているのが見てとれます。残念ながら、年代別の死因でも、東京都で10代、20代、30代は自殺が1位となっております。

もう1ページめくっていただきまして、全国および東京都の年代別自殺死亡率の推移でございますけれども、平成21年から27年まで、全国的にも、東京都でも、だんだん右下がりになっているところではございますが、特に20歳～29歳のところでは、全国に比べて非常に東京都の自殺死亡率が高い状況にございます。

こうした現状を踏まえまして、東京都といたしましても、若年層が自殺に追い込まれないよう、社会全体で自殺を予防して、また、自殺の兆しを早期に発見して、自殺企図を繰り返させないようということで、対策に取り組んでいるところでございます。

次のページでございますけれども、少し代表的な取り組みをご紹介させていただきたいと思っております。

毎年、9月と3月は東京都自殺対策強化月間と定めまして、さまざまな自殺防止対策及びキャンペーン等を行っております。そのときに一つ、若者向け自殺予防講演会といたしまして、自殺予防とかについてご講演をいただくとともに、平成27年度からは、若者がみずから企画して運営する、そういったワークショップ等を行っております。27年度は東洋大学、28年度は大正大学で行っていただきました。

なかなか若い人の生の声を聞く機会がないといったことから、若い人の視点で共感ができ

た、説得力があった、身近な事例で考えやすかった等、好評な状況でございました。

また、本年度は、右に書いてございます、伊藤先生を講師にお迎えして「若者はなぜ『死にたい』に追い込まれるのか」ということで、講演会を3月8日に予定しているところでございます。3月3日までお申し込みいただけますので、こちらのほうもぜひご参加いただければと思います。

次のページでございます。来年度の新たな取り組みについて、何点かご紹介させていただきますと思います。

1つは、児童生徒の自殺防止サポート活動についてということで、都内コンビニ8社と連携いたしまして、事業者が児童生徒の問題行動には自殺直前のサインが隠れている可能性があるということをご認識していただいて、積極的な声かけですとか、注意深い見守り、時には警察または消防への通報を行っていただくなどによって、自殺防止を図るものでございます。

右のほうに掲げさせていただいておりますのは、マニュアルを簡略化させていただいたものでございまして、こういったものをコンビニのバックヤード等に張っていただいて、なかなかコンビニで細かいところ全て知っていただくというのは難しいところで、こういったものを見ていただきながら、お子様を見守っていただくという事業でございます。

続きまして、次のページでございすけれども、現在、都には自殺対策のホームページがございすけれども、これを3月1日でリニューアルを考えているところでございす。なかなか届けたい人に情報が届かないところがございす。若者は最近スマホですとか、ネットから情報を収集することが多いことから、例えば「しにたい」ですとか「たすけて」「しかと」、そういった悩んでいる若者がよく使うような言葉、キーワードをちりばめまして、そういったものを検索してひっかかるように努めているところでございす。ここから相談できる場所につながって、少しでも予防の取り組みが進めばと考えているところでございす。

最後に、自殺対策事業を実施する区市町村や民間団体等を支援することによって、自殺対策を強化する目的で行ってございす、地域自殺対策強化事業から、若年層対策事業を抜粋してまいりました。例えば一番上に相談事業として、若年世代の自殺予防相談事業、荒川区ですとか、人材養成事業としてのゲートキーパー研修ですとか、民間団体等でもさまざまな取り組みを行っていただいているところでございす。

個人的に、若者といいますのは、特性として非常に揺れ動く世代かと思ひます。それは時

に危うく、時に若者にとって魅力や可能性のあらわれだとも感じているところでございますが、こういったさまざまな関係機関の取り組みを通じて、自殺予防の一助になればと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○西村若年者対策担当課長 上田部長、ありがとうございました。

それでは、質問等ございましたら、よろしく願いいたします。よろしいでしょうか。

またもしありましたら、後ほどお願いできればと思います。

続きまして、発達障害者支援センターの山崎センター長からご説明いただきます。よろしく願いします。

○発達障害者支援センター 山崎センター長 東京都発達障害者支援センターの山崎です。よろしく願いいたします。

私のほうからは、東京都発達障害者支援センターは、発達障害のある人への相談機関なので、発達障害のある子供・若者への支援の実施状況についてご報告させていただきます。

センターの業務には、生活相談、発達相談、就労相談等々の相談業務と区市町村の発達障害者支援体制の整備への協力等があります。より身近な地域で相談できる体制をつくっていくということで、都内の区市町村を回らせていただいております。

相談の実施状況について報告いたします。平成27年度の集計では、19歳までの方に関しての相談が全体の4分の1です。就学前のお子さんの相談というところが大体4%となっており、減少傾向にあります。これは、区市町村において、就学前のお子さんに関しての発達障害者支援体制がかなり整備されてきていることとの関係で捉えております。

20代、30代の相談が全体の2分の1を占めております。学校生活から社会参加、さらに職業生活への定着というところで、様々な困難を抱えている方がいらっしゃる現状があるのかなと思っております。

また、次に、下の円グラフに行きますと、自分は発達障害なのか、どうか、診断を希望されている方からの相談が全体の約6割を占めております。

次のページに参りまして、19歳以上の方の生活の現状では、在宅生活の方が24%とかなり多くなっております。仕事についていない、家にいる方々でその多くはひきこもりです。ひきこもりと一口に言っても実態はさまざまです。さらに、就労、アルバイトをしている方からの相談41%を占めております。職場で仕事がうまくいかない、人間関係で悩んでいる、あ

るいは離職を繰り返しているがどうしたらよいか、等の相談で職業生活の定着・継続でさまざまな問題状況があるというところです。

次のページに参りまして、相談者の内訳は、本人からの相談が全体の45%です。家族からの相談が全体の4割を占めております。また、関係機関からの相談というのが7%あります。

次に、相談の主訴というところでは、一番多く半分を占めているのは、診断を受けたい、相談できる場所はどこかとか、支援を受けられる機関について知りたいというような、情報提供に関しての相談が2分の1あります。その他に現在の生活に関することや、家庭で家族ができることを知りたい、などです。

次のページに移ります。相談や区市町村訪問を通じて考えられる発達障害の支援の現状についてまとめたものになっております。第一に、社会参加の困難の実態は多様であるということ、第二に反社会的な行動に至るケースの多くは、思春期より問題がかなり顕在化しているケースが多いことです。ですから、先ほど教育庁の報告もございましたけれども、学齢というところが非常に重要、特に高校時代をどうサポートしていくか、課題となってくると思っております。第三に、就労・職業生活継続に関して、障害者雇用枠で就職している方の場合でも、支援者や雇用側がその方にどう対応していったらいいのかと戸惑うことが非常に多いということです。また求職活動をする過程で発達障害ということをも本人が認識していかななくてはならない状況があります。第四としてライフサイクルを通しての家族を支える体制がまだ不十分であるということが言えると思います。区市町村の発達障害者支援体制は区市町村の実情を踏まえて工夫をなさって進めてきていらっしゃると思いますが、共通していること成人期の相談支援体制の整備が挙げられると思います。成人期の相談は、行政レベルですと、保健関係、生保関係、障害関係、さまざまな部署で対応しているので、情報共有など庁内連携が重要となってくると考えております。相談窓口がとこか都民から見える形で設置し情報発信していくことも大事なのかなと考えております。

最後に、最近の相談の傾向として、司法関係の方からの相談が増えてきております。例えば他県の少年院に収容されていて、東京都に戻ってくる方の場合、地域にどのようにつなげていったらいいのかという相談、また、鑑別所で審判のときに発達障害があると思われるので、発達障害者支援センターに相談するよう助言されたなどです。

資料の最後のページに発達障害者支援センターに相談に見えた方に情報提供した関係機関一覧を載せておりますので、見ていただければと思います。

報告は以上です。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それでは、質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

またありましたら、後ほどお願いいたします。

続きまして、産業労働局雇用就業部の小澤若年者就業推進担当課長、お願いします。

○産業労働局雇用就業部 小澤若年者就業推進担当課長 改めまして、日ごろよりお世話になっております。雇用就業部若年者就業推進担当課長の小澤です。どうぞよろしくお願いいたします。

私どもは、東京労働局、その部署のハローワークと連携しまして、若者の就労支援に当たっております。また、飯田橋と国分寺に、規模は異なるのですが、東京しごとセンターというものを設置して、就労支援に当たっているという状況です。

本日、情報提供ということでお持ちしたものは、2枚ございます。まず、東京労働局と連携しながら合同説明会を年に4回ほどやっております。1回は、既卒3年以内の方を対象とした、3月に卒業して就職が決まっていない方が、今年度であれば5月ぐらいに面接会ということでやらせていただいて、その後、就職解禁後に3回ほど面接会をさせていただいているということです。

今回、これをお示ししたのは、この会議の中でどういう情報提供を私どもはできるかなと考えながら、資料を用意させていただいたのですが、卒業時に就職が決まらなかったり、非正規で働くということが続いてしまうと、どうしてもなかなか正規の就労に至れないというところで、この事業は東京労働局と連携しているということのご案内でもあるのですが、まず、この事業自体は大学の卒業時に就職をぜひとも決めていただきたい、また、卒業時になかなか決まらなかった方も、速やかに就職を決めていただきたいという取り組みの一つとして、こういったことをやっているということ、参考までに資料としてお渡ししました。なるべく卒業のタイミングで各関係機関の方と連携しながら就職ができれば一番いいと思っておりますが、どうしても間があいてしまった方に対しても、速やかに就業に至れるように支援に取り組んでいるところです。

もう一枚、東京都学生インターンシップ支援事業ということで、こちらも学生を対象にした就労支援です。学生の中にはまだまだ就職の時点で大企業志向が強くて、中小企業は選択肢に入れないという方がたくさんいらっしゃいます。現状としましては、雇用情勢は、かな

り改善しているのですけれども、企業選択で遅れをとったり、出遅れてしまって就職が決まらないということがたくさんあります。中小企業の中には、本当に人材確保に苦慮して、求人を出しているのだけれども、人が来ないという状況も続いているので、そういったところをどうやってマッチングさせていくかというところで、こういった事業に取り組んでおります。

内容としましては、インターンシップというと、どうしても1カ月とか、長いものを想像されるのですが、私どもは企業を目線で調査をした結果、なかなか中小企業の方は1カ月も2カ月も面倒を見るのは難しい、ただ、若者との出会いはないという現状です。この事業では非常に短い、5日間で3社を回り、1社180分で、企業訪問、見学に近いのですが、若者たちが興味を持つ分野、食べる、支える、創る、届ける、伝えるという5つの分野で募りまして、就職が前提ということではなくて、企業を知ってもらおうということで、専門学校の方とか、大学1年生の方、2年生の方も含めて参加していただいているところです。こうした在学中から、先ほどの合同面接会は卒業のときというタイミングですが、その前の在学中の方についても大学等々と連携しながら、就労意識を高めてもらい、中小企業の魅力を知ってもらって、就職につなげていきたいと考えております。

こうしたいろいろな事業を使いながら、就労支援に当たっているのですけれども、きょうのテーマで集まられている方々、例えば卒業してしまった後、要するに、所属がなくなってしまったあと、中退してしまって所属から離れてしまった後は、いろいろなリーフレットを作成してもなかなかご本人に届かないという状況ですが、できるだけ多くの方に我々の事業を知っていただいて、相談いただければと思っております。

東京しごとセンターにおいては、ヤングコーナーを設けて、若者に特化した就労支援も行っておりますので、そういったサービスもご活用いただきながら、やる気のある若者がやりがいを持って就労できるように、支援に努めてまいりたいと思いますので、どうぞ皆さんの情報共有と情報を広げていただけるよう、よろしく願いいたします。

以上です。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それでは、今、若者就労支援についてご説明いただきましたが、ご質問等ありましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。東京都就労支援事業者機構の村上常務理事からご説明いただき

ます。お願いいたします。

ONPO法人東京都就労支援事業者機構 村上常務理事兼事務局長 ただいまご紹介いただきました、東京都就労支援事業者機構の村上と申します。よろしく申し上げます。

きょうは、再犯の防止等の推進に関する法律について、昨年12月14日施行されたものでございます。これにつきましては、本来ですと、法務省の関係者、保護観察所、少年院、鑑別所と、警視庁の方もいらっしゃっていますので、その方が説明するのがいいのかなと思えますけれども、民間の立場からこういう法律ができて、いろいろなことができるようになったということをお知らせしたいと考えて、私のほうから説明をさせていただきます。

一度、以前、私どもの機構の事業内容をご説明申し上げましたけれども、再度、簡単に説明をしますと、要は、先ほど若者就労支援について産業労働局の方がご説明をされましたけれども、私どもは就労支援なのですが、いわゆる犯罪や非行をした者についての就労支援を特に行っていくわけです。それ以外にも犯罪被害者等の遺族や本人に対しての就労支援等も行っております。

もう一つは、犯罪や非行をした者を雇っていただける、協力雇用主といいますが、これをたくさん開拓して、いろいろな業種の企業を開拓して、そこに就職できるようにしたいというのをやっています。

3つ目ですが、こういう企業の人たちにハローワークに求人登録をしていただいて、犯罪や非行をした人たちができるだけ早期に就労できるようにということで、こういう仕事をしているわけでございます。

今回、12月7日に参議院を通過して、12月14日に施行されました法律につきまして、簡単に説明をいたします。

1 ページ目、上のほうに「12月14日に公布・施行されました」と書いてございますが、我が国の犯罪件数ですが、刑法犯の件数、いわゆる窃盗とか、詐欺、恐喝、殺人、いろいろあります。例えば大麻取締法とか、覚せい剤取締法といったことでございますが、一般刑法犯につきましては、平成14年から一貫して減少しております。平成14年1年間で285万件ございましたけれども、先般の報道では、平成28年は109万件ということで、40%弱に減っております。しかしながら、問題点としては、そのうちの48%が再犯者によるものである。以前、犯罪をした者になっているわけで、これからの2020年のオリンピックに向けて、より安心で安全な国をつくる、東京都をつくるという意味では、再犯者対策が一番重要であるということ

でございます。この再犯者の中はほとんどが、犯時に7割～8割ぐらいが就労していなかったという事実がございます。

そこで、私どもの就労支援というのが出てくるわけでございますが、就労させることによって再犯を未然に防ぐという意気込みでございます。そういうことで、国、地方公共団体と、今後は力を合わせてやるというのが、今回の法律の趣旨でございます。

この中ほどに赤線を引いてございます。読み上げますと「『民間の団体等に対する援助』が掲げられ、保護司会、協力雇用主等の民間活動の促進を図るための施策を講ずることとされているほか、刑務所出所者等に対する『特性に応じた指導及び支援』『就労の支援』『住居の確保』『保健医療サービス及び福祉サービスの提供』などの社会復帰支援策を推進する」ということで、これまではどちらかという、下のほうにございますけれども、国レベルもしくは民間の私どものような団体等がこれに当たっていたわけでございますが、今後は、地方公共団体、ほかの団体についても一緒にやっていくというのが、法律で明確にされたということが一番の特徴ではないかと思っております。

2ページ目のほうはこれをまとめたものでございまして、目的は先ほど言いましたけれども、再犯の防止でございます。下のほうの5を見ていただきたいのですが、先ほど言いましたように「連携、情報の提供等」ということで、第5条に書かれてございまして、国と地方公共団体、東京都との連携、民間団体、その他の関係者との緊密な連携をやっていくのだと。それから、情報提供ということでございまして、具体例を申し上げますと、実は、お隣の神奈川県では、既に県が、神奈川県就労支援事業者機構に対して、犯罪者の定着支援の予算をつけて、再犯の防止に当たっております。全ての県はわかりませんが、兵庫県においても同様の施策を行っております。ですから、今後は東京都とも連携をしながら、この活動に邁進して再犯のない社会にしていきたいというのが、今回の法律の趣旨でございますので、この趣旨にのっとり連携をしていきたいということでございます。

以上でございます。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

再犯防止の関係でご説明をいただきました。ご質問等はございますでしょうか。

お願いいたします。

○東京保護観察所 酒井統括保護観察官 東京保護観察所の酒井と申します。平素から村上様にはいろいろとお世話になっているところでございます。

今のご説明はまさにそのとおりでございますが、ちょっと補足させていただきたいと思えます。

法律が施行になりました経緯はご説明のとおりですが、少しさかのぼりまして、平成24年7月の犯罪対策閣僚会議におきまして、刑務所等を出所した人が出所後2年以内に再度刑務所等に入所する率（再入率）を今後10年以内に20%減少させるという政府の目標が掲げられました。これによりますと、刑務所を出所した人については10年以内に16%に抑える、少年院を出院した人につきましては8.8%に抑えるという数値的な目標が掲げられておりまして、我々保護観察所も実現に向けて取り組んでいるところですが、直近のデータですが、平成26年に刑務所を出所した人が2年以内に再び刑務所に入った率が18.5%と、ちょっと増加傾向に転じたというところもこの法律に至った背景にあると思えます。

この法律の目的ですけれども、これまで再犯防止ということはいろいろと言われていたのですけれども、法務省の中でも、あるいはほかの省庁間でも十分連携がとれていなかったというところもありまして、より省庁間あるいは省庁内での連携を強化するという目的もございます。先ほど説明がありました地方公共団体との連携も含めて、まさに連携を強化しているところもございます。

あと、国が基本的な計画を立てるのですが、地方公共団体におかれましては防止計画を立てていただくという努力義務も明示されております。

また、法律の第9条にあるのですけれども、政府は、この法律を達成するために必要な法制上、財政上、または税制上、その他の措置を講じなければならないということが明記されておりまして、いわゆる予算措置に関することも明記されております。そういった特徴がございます。

今後の計画としましては、今年中に国の計画を立てまして、予定では今年中に閣議決定まで持っていくという意向も聞かれております。

同時に、保護観察所のほうからも、各地方公共団体の関係者の方々に法律の趣旨などを説明させていただいて、一緒に協力させていただきながら、取り組んでいきたいと思っておりますので、今後、いろいろな形で説明等をさせていただく機会もありますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございました。

いろいろお話しいただきました。

あと、それ以外に質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

それでは、次に移らせていただきます。育て上げネットの井村部長からご説明をお願いいたします。

ONPO法人育て上げネット 井村若年支援事業部担当部長 立川で若者の自立支援の活動をしております、育て上げネットの井村と申します。

私たちは、若者と社会をつなぐという活動をしており、主に若年無業者の就業支援をしているのですが、きょうは限られた時間ですので、自立に困難を抱える子ども・若者に関する大きなテーマ、困難を抱える子ども・若者・家族がどのように地域や機関とつながっていくことができるのかということについてチャレンジしたことを報告させていただきます。

1つ目は、追加で配らせていただいた、ピンク色の「通信制・定時制等合同学校相談会 参加学校・団体紹介2016」という冊子についてです。こちらの冊子は昨年11月26日に立川市子ども・若者自立支援ネットワークのメンバーで開催をいたしました。平成22年に施行された子ども若者育成支援推進法に基づく組織で、立川市と育て上げネットが協働で事務局機能を担っています。

趣旨といたしましては、例えば義務教育終了時に、進路未決定でつながりが途切れたりするなど、自立に困難や不安を抱えておられると思われる子どもとそのご家族などを対象に、私立、都立の通信制及び定時制高校等が15校、社協や民生委員、クリニックやNPOなど地域で自立を支える機関や個人が集まり、一度に情報を得られる機会として、自治体が主催する合同学校相談会を立川市が多摩地域ではじめて行ったのです。

最初は一人とか二人とかしかいらっしやらないかなと想像しておりましたところ、何と当日は236名の方がいらっしやいまして、関係者も合わせますと300名を超える方がいらっしやいました。

今日はアンケートを持ってこられなかったのですが、43名の方が「困難を抱える子ども・若者がいるので」という、来場理由にマルをしておられました。アンケートを拝見したり、事後の感想を聞き取っていても参加された方や、ブース出展をした私立、都立の高校等が一堂に会することで、お互いに情報が得られて、自分に合った学校を選択できる場ということで、とても満足度の高い催しとなりました。自立に困難を抱える子ども・若者、その家族が必要な機関とつながる機会をこのような形でつくることができましたので、報告させ

ていただきます。

また、お配りさせていただいている資料の中で、合同学校相談会の資料の次に、都立武蔵村山高校進路部と育て上げネットが連携した記事がございます。先ほど、教育庁の粉川部長から自立支援チーム派遣事業についてご説明もございましたが、どのようにすれば自立に困難を抱える子供たちとつながるのかと考えたときに、学校に所属している間につながるということは一つ方策ではないかと思えます。こちらの武蔵村山高校の進路指導部の先生方は「チーム学校」ということで、私たちのような地域のNPOなども活用され、多様な子供たちへの面倒見のよいサポートを今年1年チャレンジされ、ご一緒させていただきました。学校の先生方は本当に頑張っておられます。生徒たちと向き合いながら頑張っておられる先生方の支えが多様が増えていくような取り組みを続けるなかで、学校の所属を離れたあとも必要な子供若者につながっていくことができる関係を工夫して作っていきたいと思っております。

最後に、その次のページ、傘を差した私が写っておりますけれども、少年院から退院した自立に困難を抱える子供たちが安心して再チャレンジできるように、みんなで支えたいという、これはクラウドファンディングという形で、寄附・応援者を募りました。昨年12月1日～1月15日までだったのですけれども、何と1カ月で155人の方から直接的な応援をいただくことができました。自立に困難を抱える子供・若者がどこにいるかと考えたときに、少年院や少年鑑別所とつながり、私たちも地域の一員として保護司や保護観察官たちと連携して支えていくような受け皿をつくれないうか、そして、支える人を増やしていくことができないかと思ひまして、そういうチャレンジを、子供・若者がいることを知っていただいて、応援していただきたいということで始めました。これから子供・若者の支援というのは進んでいくと思うのですが、地域での担い手も同時に育てていかないと、早晚立ち行かなくなると思ひます。若者支援には、知ることが第一の支援という言葉があるのですが、知る機会を設けて、支える人を増やしていくということを、若者の自立支援をしているNPOとして続けていきたいと思ひます。

一番後ろにつけてあるチラシは、育て上げネットの活動というよりは、地域活動なのですが、地域の民生児童委員や、自治会の副会長、子供会の副会長、地域包括支援センターのケアマネージャー、児童館の館長などと一緒に、中学校区ぐらいのエリアで困難を抱える子供や若者、お年寄りも含めてサポートしようという取り組みを始めました。

困っている人は地域に住んでいます。例えば東京都にはセンターができるということで、

とても心強いのですけれども、広い東京に一ヶ所できたところで、すべての用を足せるようになるわけではありません。子供たちであれば歩いていける範囲内で、中学生ぐらいだったら自転車で行けるぐらいの範囲内で、大人たちとつながれる、そして、そのつながりの中で、足りない情報や不足している知識などをセンターがカバーしてくれるといいと思います。この地域活動のコンセプトは、井村家を月に半日、地域に開くという取り組みです。始めたところ、既にたくさん先輩方が、隣近所のふれあいの中で子供・若者・大人の「支援」をされておられることを知りました。こういった地域活動が見える化し、多世代包括支援といえますか、地域共生といえますか、公助、共助のつながりの活性化が、自立に困難を抱える子供若者を支えることを通じて、広がりを持っていくとよいのではないかと考えております。

申し上げたかったことは、困難を抱える若者とか子供とどのようにつながるのかということと、支え手をどのように増やしていくのかといったときに、いろいろな工夫をしながらやっていたかなければならない、でも、それは知恵を絞ったり、視点を変えたりすれば、できるかもしれない、ということです。長くなりましたが、以上です。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

若者の支援の取り組みについて、立川市で行われているネットワーク事業も含めてご説明いただきました。

ご質問等ありましたら、お願いいたします。

ONPO法人育て上げネット 井村若年支援事業部担当部長 補足ですけれども、少年院を仮退院してくる若者に対して、就労支援もさせていただいていますが、子供たちには、長くつながりたいと思っている、ということをメッセージとして伝えています。就労につながっても、そこでトラブルが起こったり、いろいろな理由で長続きしない子供・若者が、気がついたときに相談がいつでもできるような感じにつながっていきたくて思っておりまして、子供たちには8年間は関わりたいと思っていると伝えて、連絡先なども渡しています。以上です。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

また何かありましたら、次の意見交換のところでもご発言いただければと思います。

それでは、この時点で、港区の森部長と、児童相談センターの栗原課長が業務の都合で退席されますので、どうもありがとうございました。

それでは、次に移らせていただきます。5番の意見交換・情報提供になります。先ほど、

都における今後の事業展開とか、各構成機関の取り組み状況についてご説明いただきましたけれども、これらを踏まえまして、子供・若者の支援の充実に向けて、地域における体制整備、または、関係機関との連携強化の意見交換をさせていただければと思います。

具体的にご意見がございましたら、よろしくお願ひいたします。

ONPO法人育て上げネット 井村若年支援事業部担当部長 今後、都にセンターができるというのはとても心強いです。

先ほど、社会的養護の関係で保育士になりたいという子の支援を一生懸命探して、委員から都の制度を教えていただいて、大変勉強になったのですが、例えば今、既にあるさまざまな制度とかについて、例えばセンターに私たち支援をする者が聞けば、そういうことを一括して情報提供いただけるような機能があると大変心強いです。例えば、教育庁のユースソーシャルワーカーや、基礎自治体での初期対応にあたる職員や地域の民生児童委員などなどにとっても、そういう情報が、聞くことができる場所があると、今後、基礎自治体のほうでも困難を抱える子供若者の支援が広がりやすいのではないかと思うのですが、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○西村若年者対策担当課長 私どものほうは、関係機関の連携強化ということで、情報の共有というところが非常に重要だと思っております。

来年度立ち上げます、東京都若者総合相談センター、こちらのほうもありますけれども、本日開いています、東京都子供・若者支援協議会、こちらはまさにその辺の情報共有とか、連携の強化ということを主体としてやっております、あとは、先ほどご説明しましたが、来年度から調整連絡部会ということで、部会のほうも設置をして、具体的なところをやってまいりますので、それぞれのネットワークも別に活用しながらその辺を対応できればと考えております。

ONPO法人育て上げネット 井村若年支援事業部担当部長 ありがとうございます。

○西村若年者対策担当課長 それでは、それ以外の方でご意見がございましたら、お願ひいたします。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） 先ほど発達障害者支援センターの方からご説明をいただいたときに、他県から出所してくる方のご相談を受けているというお話がありましたが、保護観察所の方に聞いてわかるかどうか分かりませんが、恐らく保護観察がつく方については、帰住先の保護司のところへの情報提供などもあるかと思いますが、満期出所してくる方とかだ

と、なかなか帰住先となるところへ情報提供があるのかないのか、その辺はどうなのですか。

○東京保護観察所 酒井統括保護観察官 今のご質問ですけれども、基本的に満期出所となった人は、保護観察に通常付されないのですけれども、更生緊急保護という形で保護観察所に本人が駆けつけてくるなどした場合に、こちらで対応するということがございます。

基本的に、満期で出所した人は保護観察に付されないのですけれども、少年院であるとか、刑務所に入っている過程で、保護観察所のほうで実際、本人を引き受ける引受人であるとか、ご家族の方と、保護司や、保護観察官が接する機会がありますので、その中で必要な場合に情報提供は行っておりますので、全く情報を提供していないということはございません。ケースによってはその間に福祉・医療の関係機関につなぐこともありますし、引き続き連携をとっていく場合もあります。ケースに応じた対応を行っているという状況でございます。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） ありがとうございます。

教育庁にお伺いしたいのですけれども、学籍離脱後の支援というのが充実してきたというのは、非常にいいことだと思うのですが、学籍を離脱してしまった後に支援を続けていくときに、支援のネットワークで生徒自身のある程度の情報を共有し合わなくてはいけないのかなと思うのですが、情報共有や、情報の連携をしていくことが、非常に個人情報保護の関係もあって、難しい場面もあるかと思いますが、このあたりはどのように工夫されているのですか。

○教育庁 粉川地域教育支援部長 大きく2つポイントがありまして、1つは、在学中から関係づくりをしないと、学籍離脱した後の支援につながらないというのが1点と、そういったことの中で、本人とのやりとりの何かでそういう情報の共有の理解と承諾も必要になってくるだろうなど。いずれにしても、退学、中退するまでの間にどれだけ関係づくりができるかということに関わってくるのかなと考えています。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） ありがとうございます。

もう一つ、通信制高校卒業のための学習支援というのがありますが、いろいろな意味で就職するにも、今後、自立して生活していくためにも、高校卒業資格というのは非常に重要だと考えているのですが、中学校を義務教育で出ても、十分に学習能力が備わっていないと、どうしても高校に行ったときに挫折してしまうということが多いようなのですが、そのあたりの支援は通信制高校側がある程度中学校の学習内容をさかのぼって支援していただけるような仕組みがあるということなのではないでしょうか。このあたりを教えていただければと思います。

○教育庁指導部 冠木指導企画課長 いろいろケースがございますけれども、今、都立高校のほうでは、そういった形で中学校時代に、さまざまなケースは別として、なかなか学習について定着できなかった、あるいは獲得できなかったお子さんに対して、振り返った指導等を学校単位で入学された都立高校の中で対応していくというのは、私どもも寺子屋とってやっていますけれども、そんな制度もございまして、とにかく社会に出るまでに、あるいは上級学校に行くまでに、そういった子供たちの学力を基本とした社会性といった部分を身につけていただくという仕組みをとっているところでございます。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） ありがとうございます。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それ以外にご意見がございましたら、お願いいたします。

お願いします。

○ONPO法人文化学習協同ネットワーク 藤井常務理事 三鷹市の文化学習協同ネットワークと
います。

1つは、ちょうど昨日施行されました、義務教育段階における教育機会確保法の関係で、恐らく不登校の子供たちというのは、いわゆる困難を抱えた子供・若者と直結する可能性が非常に高い層だろうと思うのですが、この教育機会確保法に対するどういう体制を、今後各基礎自治体はとっていけるのだろうかということが、かなり重要なポイントになってくるかなと思っております。東京都で、大体こういう動きがあつて、こんな先進事例があるというのがございましたら、教えていただければというのが1点です。

2点目ですが、実は今日、ここに都内の若者サポートステーション実施団体が全部そろっているのですが、国の施策である若者サポートステーションをどのように東京都及び都内市区町村の若者支援に位置づけていけるのかということは、かなり重要なテーマかなと思ってございまして、恐らく人生前半期の社会保障制度として、国の中核事業でありながら、実ははっきり言って、地方ではサポステベースにいろいろな動きが始まっているのですが、都市部では自治体が、特に県や都がかなりイニシアチブを持ってやっているところでは、サポートステーションは谷間に落ちているという現状もございまして、これをどう利用するかということはかなり重要なテーマではないかというのが2点目です。

3点目ですが、いわゆる困窮者の支援から始まった中学生勉強会というのがございますけれども、大きくは困窮者自立支援制度と、文部科学省の子ども未来塾の大きく2つの制度の

中でやられているのですけれども、これも恐らく高校進学率を上げる、もしくは高校定着し、卒業を支援するという制度としてはかなり有効な制度ですけれども、現状では基礎自治体任せになっているのかなというのが思うところございまして、東京都としての何らかの方針がございましたら、お教えいただければと思っております。

それらのテーマ全体で、宣伝になってしまって申しわけないのですが、今日配付している資料のこんな集会在3月4日、5日に開かれるのですけれども、各分科会で今、言ったようなテーマが議論される予定になっております。そこでもまた議論に生かせるような情報共有をいただければと思っております、お願いいたします。ありがとうございます。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） 先に義務教育の関係の教育機会確保法について。

○教育庁指導部 冠木指導企画課長 義務教育段階での不登校対策、これが都立高校に行くと退学等々につながっていったり、あるいはなかなか社会に適応できない状況になっていくのではないかとことでの予防的な対策という意味合いもあるのですけれども、東京都といたしましても、昨年度から不登校施策の検討委員会を立ち上げまして、そういったところでどう対応していくか、どういうところを充実させていくかというところで、今、対策を立てているところでございます。

ちょっと記憶が曖昧なのですが、ホームページにそろそろ報告書が上がってくるのではないかと、私の課と違うところでやっているものですから、そういったところでは対応を進めてございまして、具体的には、今、区市町村等でやられている適応指導教室というところで、なかなか学校にというお子さんを学校生活、家庭生活、社会への適応というところでアドバイスしていくというような、適応指導教室というところをやっているのですが、それをどのように内容を充実させていくか。

その流れの中で、民間とフリースクール等々がございまして、そういったところとどのように連携をしていくか、対応策について、今、検討を進めてきたところございまして、間もなくこれは都民の皆様にもオープンにしていける段階になってくるのではないかと考えてございまして、時期的なところが、別の課でやっているものから、ちょっと記憶がありませんが、そんなところで対応しておりますので、そういったところも参考にいただければと思っております。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

続きまして、国の施策の地域の若者サポートステーションとの関係性について、ご回答い

たします。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） 私どものほうの協議会には入っていただいているので、産業労働局として特になければ、私のほうでお答えしたいと思いますですが、よろしいですか。

○産業労働局雇用就業部 小澤若年者就業推進担当課長 特に計画段階で、今あるというとはございません。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） わかりました。

今、おっしゃったように、都市部ですと、若者の人口が多いというのもありまして、若者の就労支援機関というのは多様なものがございます。

産業労働局雇用就業部で実施している公共職業訓練もございますし、ハローワークにつきましても、例えばわかものハローワークなども少ないところだと1カ所というところがある中、東京都内は3カ所あったかと思えます。また、区市町村は必ずしも自治体ごとの管轄地域ではなく、いくつかの自治体をまとめる形で地域若者サポートステーションが設置されているという形になっております。

これから私どもが若者総合相談をやっていくに当たっても、いろいろな就労支援機関のそれぞれにふさわしい対象者と、その方が通える地域などを考えながら、その人に応じた支援機関をご紹介していくのがいいのかなと考えております。

そういう意味で、お互いに自分たちの支援機関がどういう人たちが対象で、またミスマッチがあっても、決して支援が無いわけではなくて、それであればこちらに行ってはどうかという形でつなげ合っていくことが非常に大切なのかなと考えております。

そういう意味で、なかなかつながりが見えないところもあるのですが、今後はその辺も含めて同じ分類のカテゴリーに入っている支援機関同士がお互い対応できる範囲とか、あるいは得意分野とか、より適切にできるところをお互いに知り合って、関係性をつくっていくのがいいと考えております。

またご協力をよろしくお願いいたします。

貧困のところは、退席させていただきました少子社会対策部の担当ですが、生活困窮者自立支援制度での支援も含め、今まさに支援が始まったところです。区市町村のほうでは貧困計画を策定するなどして取り組まれているところが多く、都としては、計画策定は今後の取り組みになります。これから支援を進めていくにあたり、学習支援については先ほど教育庁のほうでは都立学校ということで、高校を中心に支援をし、また、小中学校については、区市

町村の取り組みが非常に大きくなるかと思っております。

いずれにしても、対象者をどうするかというよりは、どんな子供にも学習支援が届くようにするためにはどの仕組みが使えるのか、それをお互いに情報共有していくのが大事なのかなと思っております。そういう意味で、相談機関として、どこが何をできるかという情報をきちんと収集してまとめていくのが大事なのかなと思っております。よろしくお願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 よろしいでしょうか。

○NPO法人文化学習協同ネットワーク 藤井常務理事 ありがとうございます。

○西村若年者対策担当課長 地域の若者サポートステーションの事業の関係で、本日は、国の事業を受託されているNPO法人の方が来られていますが、今年度から、高校のほうに中退者については連携を図るということで、サポートステーションの方がご説明に行ったりとか、そういうことがあると思いますけれども、その辺の状況というのはどうでしょうか。今年度、かなり件数が多いというようなことはございますでしょうか。

では、青少年自立援助センターの河野さん、お願いします。

○NPO法人青少年自立援助センター 河野常務理事 福生で活動しています、青少年自立援助センターの河野と申します。

サポートステーションのほうは足立、板橋、多摩とやっています。

一回学校連携というのが事業としてありました。1年間やりまして、その後、継続するような形で細々とは続けています。ただ、今度、新年度からまたその部分に対応しなくてはいけないという話で、正直言うと、結構各団体混乱しているのではないかと思うのですけれども、なかなか学校との関係性をつくっているのに、時間もかかりますし、一回途切れてしまうと、もう一回先生方と関係をつくるのは難しいところがあるかなと思います。

現状、どの程度ですかね。文化学習協同ネットワークの方とか、一回途切れてから続いていますか。自主的な形ですね。ワーカーズコープとか。

数的にはふえているのかなと思うのですけれども、基本的には高校生はカウントできない、扱ってはいけないというところなので、表には余り数字的には出てきていないと思うのですけれども、関わってしまった以上は、対応しなくてはというところでは、それなりの数はあると思います。

何か補足はありますか。

ONPO法人文化学習協同ネットワーク 藤井常務理事 もしかして1つキーワードになるのかなと思うのが、高校内カフェというのが今、随分新聞報道もされていまして、これは恐らく若者サポートステーションの高校連携事業というのが始まったときに、一つの形として残っていった結果として、今、生まれてきたのかもしれませんが、神奈川県などではかなり進んでいるように見えます。

我々のような支援者が学校内に疑似的なカフェを開くのです。そうすると、相談があるから来ました、相談室に申し込みをして来ましたというよりも、好きに生徒さんたちが出入りをしながら、適当なおしゃべりから始まって、その話、大事だと思うから、少し時間をとって話そうよと思ったら、相談室に連れていくみたいな仕組みが各地で生まれ始めていまして、我々も自主事業としてそれは細々ではありますが、あちこちで進めているところです。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

それでは、時間のほうも迫ってまいりましたけれども、ほかに何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

ONPO法人日本子どもソーシャルワーク協会 寺出理事長 日本子どもソーシャルワーク協会の寺出と申します。

1つが報告で、もう一つが問題提起というか、ぴあすぼのほうも非行少年の立ち直り支援を実施しておりますけれども、1年半前に医療少年院を出院した少年がその後どういう経緯をたどったかということで、いろいろな諸団体の協力関係はずっと続いているということのお話をさせていただきたいと思います。

その少年の場合は、地域に戻るととても危険であるということで、ぴあすぼのほうで相談を受けまして、地域から離れた施設に結局結びつけることができ、そのショートステイに入りましたが、大体2カ月に1回ぐらいずつケースカンファレンスを開いて、そこには親御さんと施設の職員と、医療少年院の担当教官も必ずご出席され、地方自治体、区の福祉課の職員、保護観察所の保護観察官が大体1回ごとに、保護司は毎回と、ぴあすぼということで、ショートステイでありながら、長い間どうしていかという話し合いが進み、結局その地域の、地元ではないところでグループホームでという生活がようやく定着することになりました。一人の少年の立ち直りにはそのぐらいかかっているのだなという一つの実例かなと思っております。

さまざまな少年対応をしております、一人は今、試験観察中の少年ですけれども、先ほ

ど東京都のほうの発達障害者支援センターのほうからもお話がありましたが、事件化してしまう少年がいらっちゃって、ところが、親御さんも気づいていない、あるいは親御さんは学校から進められて関わったお医者さんのところで、脳波の検査をされて、何でもなかったという話が出たりというので、今、試験観察中の段階で、調査官のほうから親御さんに、ぴあすぽから話をしてもらえないかという依頼が入ったり、今、少年院に3回目で入院している少年がいるのですけれども、私は3回目の入院の直前に出会ったのですが、親御さんもご本人もいまだ何もわかっていらっしゃらなくて、実は入院する直前にいろいろ見えてきているのですけれども、どういう問題があるかといいますと、やはり逮捕された後にいろいろな検査を鑑別所で詳しくなされるのですけれども、なかなか児童精神科医とつながらず、その結果として、診断もされないままということで、何度も繰り返して、3度も入院するということが起きていて、実はこの少年もいろいろな症状が出ているのですけれども、今年の春によく退院するので、退院直後にドクターにつなげるという手はずにはなっているのですが。発達障害系の自閉症スペクトラムとか、ADHD系の少年に対応するのに、鑑別所とか、あるいは個々の少年院とか、退院後に向けてという部分がこれからどういう形で、それぞれいろいろな形で気づいてはいらっしゃるけれども、支援にまでなかなかつながっていないという状況で、その根底には児童精神科医の不足というのも背景にはあるのかなと思っておりますけれども、ちょっとそこの部分のご検討が今後されていくといいなと思っております。

以上です。

○西村若年者対策担当課長 具体的な事例を踏まえましたご意見をいただきました。

来年度から、連絡調整部会ということで、具体的な事例についてもそちらのほうでいろいろご意見をいただけるかなと思いますので、よろしくをお願いします。

それでは、時間のほうもありますので、ここでまとめということで、会長の稲葉から意見をお願いいたします。

○稲葉青少年対策担当部長（会長） 非常にお忙しい中、いろいろご意見賜りまして、ありがとうございました。

皆様からもご意見がありましたように、支援になかなかつながらない若者をどう支援につなげていくかというのが非常に重要な課題であると思います。そういう意味で、来年度、来所相談を始めたいと思っておりますが、私どものほうで、ひきこもりの相談をアウトリーチでやっていますが、こうしたアウトリーチという手法も大事なのかなと思っております。

相談機関というのは、必要になってから見つけようと思っても、なかなか探すのは難しいものなので、ふだんから地域の中にどんな支援があるのかということを知っていくのが大事だということと、若者自身が相談できるという資質をどうきちんと身につけていくことも、将来の自分の生き方にかかわることになるので、そういう力をどうしたら身につけていけるのかと考えているところです。

そういう意味で、相談機関はたくさんありますが、恐らく一つの相談機関あるいは支援機関だけで十分な支援ができるケースはなかなか少ないと思っております。ここにお集まりいただきました機関、そしてまた、地域の中にあるそれぞれの関係機関、そこが全てネットワークを張りながら、一人の若者、一人の子供、一人一人をきちんと見えていくことが非常に大事なのかなと思っております。今後ともご協力いただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○西村若年者対策担当課長 ありがとうございます。

本日は皆様から、いろいろとご意見とか、課題等について貴重なお話をいただきまして、誠にありがとうございました。

今後とも、青少年施策へのご理解、ご協力のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本協議会につきましては、先ほどご説明したとおり、構成員について、区長会、市長会の代表の方を追加するなど、全体的に見直しを行いまして、来年度からの新体制につきましては、3月末までに要綱を改正したいと考えております。本日もご出席いただいた皆様には、要綱改正の内容につきまして、別途ご連絡させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、本日の会議はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

正午閉会